

埼玉県県産木材利用促進条例の概要

制定の趣旨（前文）

- 埼玉県の森林は、首都圏の水源地として豊かな水を供給するほか、地球温暖化の防止など多面的機能を有している
- 環境への負荷が少ない木材の利用は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与する
- 令和7年5月に本県で第75回全国植樹祭が開催され、森林資源の活用や木材の利用拡大を図る「活樹」の重要性を全国に発信
- 「活樹」の理念の下、県産木材の積極的な利用と森林資源の循環利用を進め、豊かな森林を未来へつないでいくため、条例を制定

1 目的（第1条）

県産木材の利用促進施策を総合的かつ計画的に推進し、

- 森林の有する多面的機能の持続的な発揮
- 林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展
- 県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする

3 基本理念（第3条）

- 森林資源の循環利用による森林の有する多面的機能の持続的な発揮
- 県産木材の経済的価値を最大化させることによる林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展
- 県民が県産木材を積極的に利用することによる県民の豊かな暮らしの実現

2 定義（第2条）

県産木材：県内の森林から生産された木材
林業事業者：森林施業を行う者
建築関係事業者：建築物の設計又は施工の事業を行う者 等

森林所有者：森林法第2条第2項に規定する森林所有者
木材産業事業者：木材の加工又は流通の事業を行う者

4 責務・役割（第4条―第10条）

【責務】 県・・・①県産木材の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進 ②国、市町村、林業事業者等と連携協力

【役割】 市町村・・・県産木材の積極的な利用／県が実施する施策への協力
森林所有者・・・森林の適切な整備及び保全／県が実施する施策への協力
林業事業者・・・森林の適切な整備及び保全／県産木材の安定的な供給／人材の育成等
／県が実施する施策への協力／県が実施する施策への協力
木材産業事業者・・・県産木材の積極的な利用／県産木材を利用した製品の安定的な供給及び品質の向上
／人材の育成等／県が実施する施策への協力
建築関係事業者・・・県産木材の積極的な利用／木造建築の技術の継承／人材の育成／県が実施する施策への協力
県民・・・県産木材を利用した製品の積極的な利用／県が実施する施策への協力

5 指針の策定・公表（第11条）

次の事項を定めた指針の策定及び公表

- 県産木材利用促進の施策に関する基本的事項
- 県産木材の利用の目標
- 県産木材供給体制の整備に関する基本的事項
- 都市の木造化推進法第11条第2項各号に規定する事項
- その他必要な事項

6 県の施策等（第12条―第18条）

以下について、必要な施策等を講ずる

県産木材の安定的な供給の確保等	森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備／生産に係る基盤の整備及び森林施業の効率化／加工及び供給の体制の整備
県産木材の利用の促進	建築物その他の工作物等における県産木材の利用／産地及び炭素貯蔵量の認証／用途及び販路の拡大
県の建築物等における県産木材の利用	県は、その整備する建築物その他の工作物及びこれらに係る工事において、自ら率先して県産木材の利用に努める
人材の確保及び育成	林業及び木材産業を担う人材の確保・育成／県産木材を利用した建築物の設計等を行う人材の確保・育成
市町村への支援	情報の提供、技術的な助言 等
普及啓発	木の良さ及びその利用の意義を学ぶ機会の確保、広報、啓発活動 等
推進体制の整備	県、市町村、森林所有者、林業事業者等が相互に協力できる体制の整備

7 実施状況の公表（第19条）

毎年度、施策の実施状況を公表

8 財政上の措置（第20条）

施策に必要な財政上の措置を講ずる

9 施行期日（附則）

令和8年4月1日

問合せ先

埼玉県農林部森づくり課
木材利用推進・林業支援担当
TEL 048-830-4318
作成日：令和8年4月1日

